〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕　［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［表　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

6　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

［⑴～⑶　略］

⑷　のれんの償却に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

［２～５　略］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

4　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⒀に掲げる事項は、常に注記すること。

［中間連結貸借対照表～中間連結損益及び包括利益計算書　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕　［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［表　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［項を加える。］

第２　連結財務諸表

１　連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

［⑴～⑶　同左］

⑷　のれんの償却に関する事項

［２～５　同左］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［項を加える。］

［中間連結貸借対照表～中間連結損益及び包括利益計算書　同左］